

○酒田市下水道事業低入札価格調査に関する要綱

(平成 29 年 3 月 31 日企業告示第 31 号)

改正令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、建設部下水道課が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託の入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項及び同令第 167 条の 10 の 2 第 2 項(同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定に基づき、落札者を決定するために行う調査(以下「低入札価格調査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査)

第 2 条 低入札価格調査については、酒田市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱(平成 24 年告示第 258 号)の例による。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 11 号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。